

(案)

1. 令和元年度料率検証の結果、責任保険の収支については、平成29年度時点での見通しに比べ、損害率等が良好に推移する等の状況にあるため、契約者間の公平を保ちつつ、これを速やかに保険料水準に反映させることが適当であると考えられる。よって、責任保険の基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を令和2年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別紙と同一の変更であれば、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別紙と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別紙と同一の変更であれば、異議はない。

[ 別 表 ]

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	40,370					
	自 家 用	13,000					
営 業 用 乗 用 自 動 車	A	102,200					
	B	81,360					
	C	62,110					
	D	37,680					
自 家 用 乗 用 自 動 車		13,410	21,550	29,520			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	30,530	55,450			
		最大積載量が2トン以下のもの	21,970	38,490			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	22,570	39,680			
		最大積載量が2トン以下のもの	20,370	35,330			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	19,310	33,230				
	自 家 用	15,050	24,790				
小 型 二 輪 自 動 車		7,420	9,680	11,900			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	13,210	21,140	28,910			
	検 査 対 象 外 車	7,670	10,160	12,600	14,990	17,330	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		7,280	9,390				
緊 急 自 動 車		6,470	7,800	9,100			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,620	16,020	21,310	26,490	31,570
	小 型 二 輪 自 動 車		7,170	9,180	11,150	13,080	14,970
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,170	9,180	11,150	13,080	14,970
		検 査 対 象 外 車	7,160	9,150	11,100	13,000	14,870
特 種 用 途 自 動 車	盃 き ゆ う 自 動 車		6,770	8,390			
	教 習 用 自 動 車		6,770	8,390			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	14,660	24,020			
		小 型 二 輪 自 動 車	8,980	12,760	16,470		
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,980	12,760			
検 査 対 象 外 車		8,980	12,750	16,440	20,060	23,610	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,140				
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,140				
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,170	5,190	5,200	5,220	
原 動 機 付 自 転 車		7,060	8,950	10,790	12,600	14,380	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	14,340					
	自 家 用	13,000					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	19,080					
	個人タクシー	19,080					
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,610	8,070	9,510			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	22,420			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	18,300			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	22,420			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	18,300			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	7,830	10,480				
	自 家 用	7,830	10,480				
小 型 二 輪 自 動 車		5,830	6,530	7,210			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,300	7,460	8,600			
	検 査 対 象 外 車	5,490	5,840	6,190	6,520	6,850	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,210	5,300				
緊 急 自 動 車		5,240	5,370	5,490			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,450	5,610	5,770	5,920
	小 型 二 輪 自 動 車		5,280	5,450	5,610	5,770	5,920
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,280	5,450	5,610	5,770	5,920
		検 査 対 象 外 車	5,300	5,450	5,610	5,760	5,900
特 種 用 途 自 動 車	壺 き ゆ う 自 動 車		5,140	5,150			
	教 習 用 自 動 車		5,140	5,150			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,910	6,680		
		小 型 二 輪 自 動 車		5,180	5,250	5,320	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,250			
		検 査 対 象 外 車	5,160	5,190	5,210	5,240	5,260
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,140				
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,140				
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,170	5,190	5,200	5,220	
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,340	5,440	5,540	5,640	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	29,150					
	自 家 用	13,000					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	57,740					
	個人タクシー	37,680					
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,150	11,120	14,040			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,570	17,890			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,570	17,890			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,570	17,890			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,570	17,890			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	8,890	12,580				
	自 家 用	8,890	12,580				
小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	5,440			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,150	11,120	14,040			
	検 査 対 象 外 車	5,260	5,380	5,500	5,620	5,730	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,730	6,340				
緊 急 自 動 車		6,400	7,670	8,900			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,440	7,730	9,000	10,250	11,470
	小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	5,440	5,540	5,640
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,280	5,430	5,590	5,740	5,880
		検 査 対 象 外 車	5,260	5,380	5,500	5,620	5,730
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		6,120	7,110			
	教 習 用 自 動 車		6,120	7,110			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,850	10,520			
		小 型 二 輪 自 動 車	7,480	9,790	12,060		
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,480	9,790			
検 査 対 象 外 車		7,500	9,810	12,080	14,300	16,480	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,140				
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,140				
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,170	5,190	5,200	5,220	
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,340	5,440	5,540	5,640	

## 自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

### (4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	14,340					
	自家用	13,000					
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	18,960					
	個人タクシー	18,960					
自家用乗用自動車		6,610	8,070	9,510			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車 及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	17,140			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	16,230			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	17,140			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	16,230			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	7,810	10,450				
	自家用	7,810	10,450				
小型二輪自動車		5,230	5,330	5,440			
軽自動車	検査対象車	5,540	5,960	6,370			
	検査対象外車	5,260	5,380	5,500	5,620	5,730	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,210	5,300				
緊急自動車		5,240	5,370	5,490			
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,450	5,610	5,770	5,920
	小型二輪自動車		5,230	5,330	5,440	5,540	5,640
	軽自動車	検査対象車	5,260	5,400	5,540	5,670	5,800
		検査対象外車	5,250	5,370	5,480	5,590	5,700
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		5,140	5,150			
	教習用自動車		5,140	5,150			
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,400	5,680			
		小型二輪自動車	5,180	5,250	5,320		
	軽自動車	検査対象車	5,180	5,250			
		検査対象外車	5,160	5,190	5,210	5,240	5,260
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,140				
被けん引軽自動車	検査対象車	5,130	5,140				
	検査対象外車	5,150	5,170	5,190	5,200	5,220	
原動機付自転車		5,240	5,340	5,440	5,540	5,640	